

健診コースの見直し・拡大により、早期発見・早期治療の取り組みを強化いたします。ぜひご利用ください。

■適用日：2024年4月1日受診より

- **節目健診の受診対象者を拡大します。…年齢、配偶者(被扶養者)**  
 節目健診は生活習慣病健診と、どちらか一方の選択制です。  
 なお、従業員本人の年齢基準は暦年(1-12月)から、年度(4月～3月)に変更となります。
- **乳がん検診(マンモグラフィーまたはエコー)を、全額健保負担とします。** ※現行は個人負担1000円  
 また、女性に限らず全希望者を対象とします(健診機関によっては受診できない場合があります)。

●従業員本人の節目健診

項目	改定内容	現行
対象年齢	年度において <b>40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳</b> に到達	暦年において50歳、55歳に到達
オプションの追加項目	・ <b>補助対象検査項目の指定なし</b> 個人の既往症、生活習慣、親族の病歴など参考のうえ <b>自由選択</b>	・ <b>脳ドック検査、肺ドック検査</b> 自己負担あり。残りは健保負担 他の項目は全額個人負担で選択可
個人負担	・ <b>健保補助上限〔45,000円〕を超えた額</b> PSA(男性)、子宮がん(女性)、乳がん検査は、上限額とは別に全額健保負担	・脳ドック(12,000円)、肺ドック(6,000円)、乳がん検診(1,000円) ・上記以外に個人で追加した検査費用

●従業員本人の配偶者(被扶養者) 節目健診〔新規〕

項目	改定内容	現行
制度全体	上表「従業員本人の <b>節目健診</b> 」を <b>新規導入</b> 但し、個人負担の健保負担上限額は27,000円	<b>適用対象外</b>

【 節目健診 2024年度 受診対象者 】

年齢	生年月日
40歳	1984年4月～1985年3月
45歳	1979年4月～1980年3月
50歳	従業員1974年 <b>1月</b> *注1～1975年3月 配偶者1974年4月～1975年3月
55歳	従業員1969年 <b>1月</b> *注1～1970年3月 配偶者1969年4月～1970年3月
60歳	1964年4月～1965年3月
65歳	1959年4月～1960年3月
70歳	1954年4月～1955年3月

\*注1

現行の従業員本人「節目健診」対象年齢(50歳、55歳)は年齢基準変更への移行対応として、1月から対象です。翌2025年度からは、4月～翌年3月が対象となります。